

光が丘きずなサロン運営委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、「光が丘地区連合協議会規約細則第8条」に基づき、光が丘きずなサロン（以下「サロン」という）の運営上の事項について定めることを目的とする。

(運営委員会)

第2条 サロンの運営を円滑に進めるための組織として、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、光連協会長、同副会長若干名、同役員若干名を以て構成する。

3 運営委員会は、光連協会長が運営上必要と認めた時、開催することが出来る。

(運営委員会事務局)

第3条 運営委員会の業務を遂行するために、事務局を置く。

2 事務局は事務局長1名（光連協副会長または役員）、局長補佐若干名（光連協副会長または役員）を以て構成する。

3 事務局は、練馬区相談情報ひろばの補助金に関する事項、会計業務、その他サロン開催に必要な事項を担当し、補佐役はその業務を補佐する。

(会計)

第4条 運営委員会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 運営委員会の会計は、光連協の一般会計と分別管理し、予算及び決算は、光連協定時総会の議案審議事項とする。

(運営スタッフ)

第5条 運営スタッフは、本人が希望し、運営委員会が適当と認めた者を以て構成し、サロン開催日における湯茶準備等の業務を行う。

2 運営スタッフは原則無給とするが、年に数回、運営委員会の定めた謝礼が渡される。

(スタッフ会議)

第6条 月に1回、運営委員と運営スタッフでスタッフ会議を開催し、運営上の課題等について話し合うこととする。

(個人情報の取り扱い)

第7条 運営委員および運営スタッフはサロンで知り得た個人情報を利用目的以外の目的で利用したり、本人の同意を得ないで第三者へ提供することをしてはならない。

附 則

本細則は、2025（令和7）年1月19日から施行する。